

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月5日
【会社名】	株式会社日本創発グループ(注)1
【英訳名】	JAPAN Creative Platform Group Co., Ltd.(注)1
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 隆一(注)1
【本店の所在の場所】	東京都荒川区東日暮里6丁目41番8号(注)1
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	東京リスマチック株式会社 管理本部長 菊地 克二
【最寄りの連絡場所】	東京リスマチック株式会社 東京都荒川区東日暮里6丁目41番8号
【電話番号】	03(3891)7455
【事務連絡者氏名】	東京リスマチック株式会社 管理本部長 菊地 克二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	7,777,179,301円(注)2
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注)1. 本届出書の訂正届出書提出日現在におきまして、株式会社日本創発グループは未設立であり、平成27年1月5日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名および本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

2. 本届出書の訂正届出書提出日現在において未確定であるため、東京リスマチック株式会社の平成26年6月30日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年10月24日開催の東京リスマチック株式会社の臨時株主総会において株式移転計画が承認されたこと、平成26年10月24日開催の東京リスマチック株式会社の臨時株主総会の決議事項が決議され、東京リスマチック株式会社が平成26年10月28日付で関東財務局長に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を提出したこと、平成26年10月29日付で関東財務局長に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく臨時報告書を提出したこと、及び一部の語句を訂正したことに伴い、平成26年10月8日付で提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

1 組織再編成の目的等

2 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の企業集団の概要

3 組織再編成に係る契約

1 株式移転計画の内容の概要

7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

1 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

8 組織再編成に関する手続

1 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

2 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(6) 議決権の状況

発行済株式

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

臨時報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しています。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	12,106,800株 (注) 1, 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。(注) 3, 4

- (注) 1. 東京リスマチック株式会社の発行済株式総数12,106,800株（平成26年6月30日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となる株式会社日本創発グループ（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成26年8月14日に開催された東京リスマチック株式会社の取締役会決議（株式移転計画の作成承認、臨時株主総会への付議）および平成26年10月24日開催予定の東京リスマチック株式会社の臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
3. 東京リスマチック株式会社は、当社の普通株式について株式会社東京証券取引所JASDAQ市場（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定であります。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記の通りであります。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	12,106,800株 (注) 1, 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。(注) 3, 4

- (注) 1. 東京リスマチック株式会社の発行済株式総数12,106,800株（平成26年6月30日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となる株式会社日本創発グループ（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成26年8月14日に開催された東京リスマチック株式会社の取締役会決議（株式移転計画の作成承認、臨時株主総会への付議）および平成26年10月24日開催の東京リスマチック株式会社の臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
3. 東京リスマチック株式会社は、当社の普通株式について株式会社東京証券取引所JASDAQ市場（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行いました。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記の通りであります。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

2．提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

当社と東京リスマチック株式会社の状況は以下のとおりであります。

東京リスマチック株式会社は、平成26年10月24日開催予定の臨時株主総会による承認を前提として、平成27年1月5日（予定）を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

（後略）

(訂正後)

当社と東京リスマチック株式会社の状況は以下のとおりであります。

東京リスマチック株式会社は、平成26年10月24日開催の臨時株主総会による承認を前提として、平成27年1月5日（予定）を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

（後略）

3【組織再編成に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

(訂正前)

東京リスマチック株式会社は、同社の臨時株主総会による承認を条件として、平成27年1月5日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を平成26年8月14日開催の同社の取締役会において決定いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、当社が東京リスマチック株式会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における東京リスマチック株式会社の株主に対し、その保有する東京リスマチック株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成26年10月24日開催予定の東京リスマチック株式会社の臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるとしてあります。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金および準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、次の「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

(訂正後)

東京リスマチック株式会社は、同社の臨時株主総会による承認に基づき、平成27年1月5日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を平成26年8月14日開催の同社の取締役会において決定いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、当社が東京リスマチック株式会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における東京リスマチック株式会社の株主に対し、その保有する東京リスマチック株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成26年10月24日開催の東京リスマチック株式会社の臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議をしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金および準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、次の「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

（訂正前）

買取請求権の行使について

東京リスマチック株式会社の株主が、その有する東京リスマチック株式会社の普通株式につき、東京リスマチック株式会社に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成26年10月24日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を東京リスマチック株式会社に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、東京リスマチック株式会社が、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

東京リスマチック株式会社の株主による議決権の行使の方法としては、平成26年10月24日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、東京リスマチック株式会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、東京リスマチック株式会社に提出する必要があります。）。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成26年10月23日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成26年10月22日までに、東京リスマチック株式会社に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、東京リスマチック株式会社は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

（後略）

（訂正後）

買取請求権の行使について

東京リスマチック株式会社の株主が、その有する東京リスマチック株式会社の普通株式につき、東京リスマチック株式会社に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成26年10月24日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を東京リスマチック株式会社に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、東京リスマチック株式会社が、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

東京リスマチック株式会社の株主による議決権の行使の方法としては、平成26年10月24日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、東京リスマチック株式会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、東京リスマチック株式会社に提出する必要があります。）。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成26年10月23日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成26年10月22日までに、東京リスマチック株式会社に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、東京リスマチック株式会社は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

（後略）

8【組織再編成に関する手続】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

（訂正前）

本株式移転に関し、東京リスマチック株式会社は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、東京リスマチック株式会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、東京リスマチック株式会社の本店において平成26年10月9日よりそれぞれ備え置く予定であります。

は、平成26年8月14日開催の東京リスマチック株式会社の取締役会において承認された株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

は、東京リスマチック株式会社の最終事業年度末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、東京リスマチック株式会社の営業時間内に東京リスマチック株式会社の本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記～に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

（訂正後）

本株式移転に関し、東京リスマチック株式会社は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、東京リスマチック株式会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、東京リスマチック株式会社の本店において平成26年10月9日よりそれぞれ備え置いております。

は、平成26年8月14日開催の東京リスマチック株式会社の取締役会において承認された株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

は、東京リスマチック株式会社の最終事業年度末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、東京リスマチック株式会社の営業時間内に東京リスマチック株式会社の本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記～に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2．株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

（訂正前）

株式移転計画書承認取締役会	平成26年8月14日（木）
臨時株主総会基準日公告	平成26年9月2日（火）
臨時株主総会基準日	平成26年9月17日（水）
株式移転計画書承認臨時株主総会	平成26年10月24日（金）（予定）
上場廃止日	平成26年12月26日（金）（予定）
持株会社設立登記日（効力発生日）	平成27年1月5日（月）（予定）
持株会社新規上場日	平成27年1月5日（月）（予定）

ただし、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

（訂正後）

株式移転計画書承認取締役会	平成26年8月14日（木）
臨時株主総会基準日公告	平成26年9月2日（火）
臨時株主総会基準日	平成26年9月17日（水）
株式移転計画書承認臨時株主総会	平成26年10月24日（金）
上場廃止日	平成26年12月26日（金）（予定）
持株会社設立登記日（効力発生日）	平成27年1月5日（月）（予定）
持株会社新規上場日	平成27年1月5日（月）（予定）

ただし、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

(訂正前)

平成26年8月14日 東京リスマチック株式会社の取締役会において、東京リスマチック株式会社の単独株式移転による持株会社「株式会社日本創発グループ」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成26年10月24日(予定) 東京リスマチック株式会社の臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、東京リスマチック株式会社がその完全子会社となることについて決議(予定)

平成27年1月5日(予定) 東京リスマチック株式会社が株式移転の方法により当社を設立(予定)
当社普通株式を東京証券取引所に上場(予定)

なお、東京リスマチック株式会社の沿革につきましては、東京リスマチック株式会社の有価証券報告書(平成26年3月31日提出)をご参照ください。

(訂正後)

平成26年8月14日 東京リスマチック株式会社の取締役会において、東京リスマチック株式会社の単独株式移転による持株会社「株式会社日本創発グループ」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成26年10月24日 東京リスマチック株式会社の臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、東京リスマチック株式会社がその完全子会社となることについて決議

平成27年1月5日(予定) 東京リスマチック株式会社が株式移転の方法により当社を設立(予定)
当社普通株式を東京証券取引所に上場(予定)

なお、東京リスマチック株式会社の沿革につきましては、東京リスマチック株式会社の有価証券報告書(平成26年3月31日提出)をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

(訂正前)

当社は新設会社でありますので、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社の平成26年6月30日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりであります。

(後略)

(訂正後)

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社の平成26年6月30日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりであります。

(後略)

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

平成26年4月1日 関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

平成26年8月14日 関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書であります。

(訂正後)

平成26年4月1日 関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

平成26年8月14日 関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書であります。

平成26年10月28日 関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

平成26年10月29日 関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく臨時報告書であります。